

新型コロナウイルス感染症対策について

(令和5年5月8日以降)

令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の5類感染症へ移行し、「社会体育施設の再開に向けたガイドライン」が廃止となります。

これに伴い、当協会管理施設で現在ご協力をお願いしております「体育施設利用における新型コロナウイルス感染症対策の留意事項」等基本的な対処方針について、団体、個人での判断に委ねることとなりますのでお知らせいたします。

○当協会管理施設等

山形市総合スポーツセンター、南部体育館、江南体育館、福祉体育館、北市民プール、みなみ市民プール、流通センター庭球場、西部庭球場、鑄物町庭球場、流通センター野球場、西部運動広場、鑄物町運動広場、立谷川運動広場、山形市弓道場、山形市球技場、山形市あかねヶ丘陸上競技場
山形市スポーツ会館、沼の辺体育館
山形県体育館、山形県武道館

公益財団法人 山形市スポーツ協会